

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告(案)」に対する意見募集の結果

平成19年9月

(計 401件)

該当箇所	意見の概要
1 はじめに	京都議定書6%削減約束の達成は、気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚であるというスタンスは良いが、本文を見ると第1約束期間の目標の達成だけの対策も多い。中長期的に確実に削減できる対策を見直しの過程で盛り込むべきであった。
2 はじめに	中長期の視点からも、第1約束期間の国内対策を中心とする目標達成が必須であり、そのための政策強化が重要である。
3 はじめに	「現在の排出量からの大幅な削減が必要である」としながら、中間報告(案)ではその方向性が見えない。
4 はじめに	まずは、6%削減約束を確実に達成する必要がある。長期の話にすり替えて、先送りすることは許されない。
5 I 1. 地球温暖化に関する科学的知見	CO2排出口及び森林に設置した自然エネルギー活用の風車により、濃縮されたCO2を風車翼及び森林の植物生態系に吹き付けることにより吸収量を増加させて排出及び滞留CO2を吸収・除去・低減できるのではないだろうか。
6 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況 表1 温室効果ガスの排出の状況について	各部門毎の排出ならびに計画の進捗状況が分かるように、現行の京都議定書目標達成計画と同様、「温室効果ガスの各部門毎の目標」ならびに「目標と2005年度実績との差」についても記載すべき。
7 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	原発が全面的に計画どおりに移動することを前提にした排出量の試算は行うべきではない。むしろ原発は不安定電源として位置付け、温暖化対策のなかに、位置付けるべきではない。
8 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	各部門の排出量とその基準年度比だけでなく、生産量・床面積・世帯数・輸送量などの活動量変化も併記すべきである。
9 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	電力配分後だけでなく、配分前の排出量も示すべきである。
10 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	民生部門の排出増は、石炭火力発電所の急増に一因があることを明記すべきである。
11 II 2. 既存対策の評価	今後の追加的な対策を検討する際には、「産業部門」のこれまでの自主的な行動が有効に機能していることを確認し、削減努力を適正に評価するとともに、そうした自主的取り組みを一層促すような支援措置を講じるべき。
12 II 2. 既存対策の評価	今後の追加対策を検討する際、既存施策についても実施者、費用負担者、国の支援措置(補助金、優遇税制等とその財源)等を明確にし、削減効率が低く、実現性が困難な施策は撤回するなど、政策資源や費用の選択と集中が必要。
13 II 2. 既存対策の評価	別紙1で既存対策の評価が纏められているが、どのような推計に基づいて評価されたものかが不透明なので、最終報告では可能な限り、推計条件や数値根拠を示した評価をお願いしたい。
14 II 2. 既存対策の評価	現計画における目安としての目標と2010年推計結果の乖離が大きい民生部門及びエネルギー転換部門についてその原因が不明確であるので、現計画内容の是非、これまでの取組・施策の是非等問題点を明らかにした上で、今後の対応策を検討すべきである。
15 II 2. 既存対策の評価	対策そのもの問題による目標未達の可能性について触れられていない。実効性が無いと考えられる対策を削除した上で、現行対策の強化や対策の追加をしなければ達成はできないことを明記すべきである。
16 II 2. 既存対策の評価	各部門別に評価をし、どの部門において未達の規模が大きいのかを明らかにすべきである。
17 II 2. 既存対策の評価	全体として進んでいないという点をはっきり書かないと論点がぼやけてしまう。
18 II 2. 既存対策の評価	別紙1の「1-5:原子力推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の削減」は、非現実的な原発の設備利用率を前提としており、現行計画における対策効果が見込まれるものから除外すべきである。

	該当箇所	意見の概要
19	II 2. 既存対策の評価	混合セメントの利用拡大施策として、次のようなものを最終報告に盛り込むべきである。 ・共通使用書・調達方針・実績公表範囲の改正による公共工事での使用徹底 ・CASBEEの改正や法制化による民間工事での使用促進 ・経済的な支援
20	II 2. 既存対策の評価	別紙1に示された既存の対策・施策の評価の整理は極めて甘い。全体的に精査して見直すべきである。
21	II 2. 既存対策の評価	対策が進まず削減が滞っているのは、対策を推し進める政策措置が極めて不十分だからであり、その点を記述すべきである。
22	II 2. 既存対策の評価	別紙1の「1-2:建築物の省エネ性能の向上」、「1-4:住宅の省エネ性能の向上」については、指標のカバー率などに問題があり、この指標にリンクしてこれだけの削減量が生じるとは言えない。改善すべきである。
23	II 2. 既存対策の評価	別紙1の「2-4:自動車交通需要の調整」、「2-5:高度道路交通システム(ITS)の推進」、「2-6:路上工事の削減」、「2-7交通安全施設の整備」については、指標と削減量のリンク(関連性)が曖昧である。精査・見直しを行い、指標と削減量のリンクが検証できないものは削除すべきである。
24	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (1)社会経済活動量の見通し	後から活動量が予想外に増えてぎりぎりの年次で対策強化に追い込まれないように、ある程度余裕のある想定をすべきである。
25	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	排出量の見通しと不足削減量が提示されているが、対策費用や将来の負担費用等もあわせて提示すべき。
26	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	原子力の推進による電力排出原単位の低減が記述されているが、新潟県中越沖地震による影響について記載すべき。
27	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	電力排出原単位の改善は、CO ₂ 排出量の少ないエネルギー源や、再生可能エネルギーへの燃料転換によって行うべきであり、原発の設備利用率を上げることはもはや現実的な対策ではない。
28	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	電機事業連合会の環境行動計画について記載があるが、電気事業者は、日本経済団連の自主行動計画の自主目標を達成していない業種の一つであるので、その旨を明記すべき。
29	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、CO ₂ 排出係数に反映させるのは不適當。海外クレジットでは、厳密には日本の排出原単位そのものを下げることはできない。
30	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	「上記20%程度のうち15%程度の改善分については、一般電気事業者等による取組に加え、産業、民生、運輸の各部門の省エネルギー対策等の効果も含めたもの」とあるが、それらの部門における努力を電力事業者の努力としてみなすのではなく、電力事業者が需要側に対して応分の努力をすることを支援する仕組みが必要。
31	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	森林吸収源が現行通りとあるから、1.5%~2.7%の不足が生じるのであり、CO ₂ 排出口及び森林に設置した自然エネルギー活用の風車により、濃縮されたCO ₂ を風車翼及び森林の植物生態系に吹き付けることにより森林吸収量を増加させて約束を達成できる。
32	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	「その効果は産業、民生、運輸の各部門の排出削減につながるものであり、その着実な取組が必要とされる」とあるが、CO ₂ 排出口及び森林に設置した自然エネルギー活用の風車により、濃縮されたCO ₂ を風車翼及び森林の植物生態系に吹き付ける装置を追加することにより、現行行われている方式の改善がさらに着実になる。
33	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	原発の施設利用率は明らかに非現実的である。石炭火力発電の大幅増はCO ₂ 排出量の増加につながっており、石炭に対する課税の強化が必要である。
34	II 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量 (2)排出量の見通しと不足削減量	一般電気事業者の排出原単位の改善が電気事業連合会の自主行動計画のみに依存し、実現されることが前提とされている。目標達成計画で掲げられている2010年で87~88%という数字は実現性が無いだけでなく、高い設備利用率を目指すことは安全性を軽視する圧力になるとも考えられる。また、バックアップとして、石炭火力に依存する体制は、リスクをはらんでいる。構造的な改善に踏み込まないまま目標達成計画の見直しを進めているのは、大きな問題である。